

災害事例

仮置き鋼矢板が荷崩れ

【災害の概要】

工事の種類：その他の土木工事

災害の種類：崩壊・倒壊

被災者：1人（死亡）



【発生状況】

この災害は、道路の法面改修工事で、仮置きしていた鋼矢板の積荷が崩れ、作業者が隣接の鋼矢板積荷との間に挟まれて死亡したものである。

当該現場では出入口付近の緩やかな傾斜地に角材を敷き、仮設防護柵用のU字型鋼矢板（SP型）を一束10枚ずつ積み、5列で仮置きしていたが、工事車両の通路を確保するため移し替えなければならなくなった。

このため、元請との打合せにより、つり上げ荷重25tのラフタークレーンで奥側へ移し替えることになり、当該クレーンの能力から、

* 鋼矢板は2、3枚ずつ吊ること

* 下請け作業員2人で玉掛け作業を行うこと

* 積み方は一束（10枚）ずつとすること

を確認した。

当初は打合せどおり作業を進めていたが、途中一人が別作業のため離れてしまい、玉掛け作業員一人と当該クレーン運転者一人で移し替えることになり、作業を早めようと一挙に鋼矢板一束10枚をつり上げたところ、過負荷警報が鳴った。

このため一旦隣の鋼矢板束の積荷の上に仮置きして2段状態とした。

このときの積荷の高さは1.45mで、下段が

長さ9m、重量5.4t、上段が長さ6.5m、重量3.9tであった。

玉掛け作業員が次の列の鋼矢板の玉掛け作業を行っていたとき、仮置きした当該鋼矢板の積荷が崩れ、玉掛け中の鋼矢板積荷との間に挟まれてしまった。

当時、元請けの工事責任者、同現場監督者、下請の作業責任者はいずれも立ち会っていなかった。

また、荷崩れ防止のための措置は講じられていなかった。

【原因】

- 1 不安定な2段積みを行ったこと。

このため、下段鋼矢板束の下に敷いていた角材が鋼矢板束の重量で割れ、荷崩れしてしまった。

- 2 クレーンの作業能力を超えて10枚吊り上げたこと。

このため、ジブが移し替え位置まで届かず、仮置きして2段積みとしてしまった。

- 3 くい止め等の崩壊防止措置を取らずに傾斜地に荷積みしていたこと。

このため、傾斜地で手前に崩壊してしまった。

- 4 作業責任者等が不在で、作業状況を確認し、指揮する者がいなかったこと。

【対策】

- 1 作業開始前に、現場の状況を確認し、作業内容を検討し、

・ つり荷作業の経験者を配置すること。

・ クレーンの作業能力を確認し、能力に見合った吊り荷重・作業半径内で作業を行うこと。

・ 鋼矢板の不安定な2段積みを行わないこと。

・ 鋼矢板を仮置きする場合は、崩壊防止措置を講じること。

・ 作業指揮者を配置すること。

等の適切な作業手順を決定して周知し、定められた方法で作業を行わせること。

- 2 監督者が立ち会い、作業手順を順守させること。

高さ2m以上の積荷作業では、はい作業主任者に作業指揮を行わせること。

- 3 積荷の崩壊防止措置を講じること。